

本日の会議に付した事件

第2回山元町議会定例会（第4日目）

平成23年6月17日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 委発第 2号 山元町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 委発第 3号 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第30号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する山元町町税の減免に関する条例
- 日程第 5 議案第31号 山元町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第32号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第 7 議案第33号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第 8 議案第34号 平成23年度山元町一般会計暫定補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第35号 平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計暫定補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第38号 山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第39号 水道料金に関する権利（債権）の放棄について
- 日程第12 議案第40号 下水道使用料に関する権利（債権）の放棄について
- 日程第13 閉会中の継続調査の申し出の件について

午前10時00分 開 議

議 長（佐藤晋也君）おはようございます。ただ今から、平成23年第2回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

議 長（佐藤晋也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって3番伊藤隆幸君、4番島田敬二君を指名します。

議 長（佐藤晋也君）これから議長諸報告を行います。

1．閉会中の継続調査の申し出の提出

教育民生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長から、閉会中の継続調査の申し出書が提出されたのでその写しを配付しております。

これで、議長諸報告を終わります。

議長（佐藤晋也君） 日程第2．委発第2号を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長後藤正幸君。
登壇願います。

委員長（後藤正幸君） はい。それでは、委発第2号について、朗読説明をいたします。最初に2ページをご覧ください。提案理由であります、山元町課等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、常任委員会が所管する課の名称を改める必要が生じたことから提案するものであります。3ページの委員会条例の新旧対照表をご覧ください。第2条の第1項中、企画財政課の次に震災復興推進課を加えるということでアンダーラインの部分挿入することです。続いて1ページにお戻りください。附則であります、この条例は平成23年6月1日から施行するということとあります。表紙のほうにお戻りください。山元町議会委員会条例の一部を改正する条例。上記の議案を地方自治法第109条の第5項の規定において準要する。・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君） これから提出者に対する質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君） 質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君） これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君） 討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君） これから委発第2号、山元町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君） 異議なしと認めます。

よって、委発第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君） 日程第3．委発第3号を議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長後藤正幸君。
登壇願います。

委員長（後藤正幸君） はい。それでは委発第3号について朗読説明をいたします。最初に2ページをご覧ください。提案理由。平成23年3月11日に発生した東日本大震災は本町において甚大な被害を及ぼした。5月31日現在町内で発見された死者数は671名、うち町民が555名。行方不明者63名。また家屋の被害は全壊が2,103棟。うち流出が102棟です。大規模半壊が540棟。半壊が399棟など町民生活、地域産業に与えた影響は大きく、復旧復興はなお長い時間を要するものと思われる。議会では山元町議会基本条例において、議員報酬の改正にあたっては、地方財政改革の視点だけでなく、

町政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮とともに、町民の意見を参考に決定するものと規定されている。これらを踏まえこの震災で被災された方々、仕事を失った方々などの将来へ向けた厳しく深刻な状況を鑑み、議員自ら議員報酬を減じ、一日も早い町民の復興、住民生活の早期安定へ向けて寄与し、復興へ向けなお一層努力することが多くの町民の民意であると認識するところである。・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから提出者に対する質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから委発第3号、山元町議会議員の議員報酬、費用弁償および期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、委発第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第4、議案第30号を議題といたします。

これより課長からの説明を求めます。税務納税課長岩佐秀広君。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。それでは議案第30号平成23年東日本大震災による災害被災者に対する山元町町税の減免に関する条例についてご説明いたします。

お手元にお配りしている資料ナンバー1をご覧ください。改正内容でございます。平成23年3月11日以降に納期の末日が到来する平成22年度分の国民健康保険税及び平成23年度に課する当該年度分の町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免について規定するものでございます。施行日は交付の日からでございます。

減免内容については、お手元に配っている資料で減免内容を2条から個人町民税については2条から。あと固定資産税については3条から。国民健康保険税については4条から規定しているものでございます。・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番菊地八朗君。

1番（菊地八朗君）はい。先日の町長の、総務課長より説明があった時に今後山元町として長期避難区域の指定ということで、するのかという同僚議員の質問に対して、長期避難区域を指定するという回答があったのに、整合性がとれていないのではないかと。全部ほと

んどだめになった土地、長期避難区域に指定すればこんなこと当然長期避難区域と最初にしてもらえば、条例改正しなくとも当然減免になるはずなので、早く長期避難区域をさっさとすれば、しなくてもいいのではないかと。私は整合性がちょっと。もう少しわかるように説明してほしい。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。長期避難世帯については、税務課で指定するものではございませんが、長期避難世帯を指定すると総務課から聞いておりますので、今後対応でできた時にまた改正するのではなくて、対応すべく今回長期避難も盛り込んだわけでございます。以上でございます。

1番（菊地八朗君）はい。ということは、例えば磯地区で5軒しか残らない家に対して、一部損壊という罹災証明も出ている訳です。そういうところが、あのライフラインもない状況で当然だめなわけで、その時点で全壊扱いとか長期避難区域と指定してもらえば、その地域の人は逆にこの罹災、全壊扱いだったらいろいろな企業に勤めていたって、見舞金それから奨学金制度、学校に対しても免除とか当然違ってくるわけです。そして今一部改正で、今から出しますよ。当然その時出した罹災証明で一部損壊で出しているわけだ。今回こうなりました、いつ避難区域指定をしてそこから企業にもって行って見舞金、学費の減免とかまたしなくてはいけないと思うのですが、やはりもう見た感じで、罹災証明出す時も全壊の時はさっさと出すのと一緒で、とっくにここで長期避難区域ですよ、全壊ですよと、なぜこういうのを最初にやって。ここで条例改正。どうも遅れているというか、町としての順番が違うのではないかと思うのだけども。もう一度説明をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。以前、長期避難世帯の認定をどうのように考えていくのかという質問の中で、法における長期避難世帯というのは、噴火災害等の被災者のように避難指示の設定など、いわゆる長期の避難が見込まれるこの被災世帯を念頭に置いたものであると。そして避難の指示がですね、長期避難にわたるかの判断としては、これまでの前例は避難指示の期間が年単位になっていたというような状況があったわけです。こういう基本的なこの法の制度内容を踏まえた場合に、町としてはこの住家の被害調査がある程度進んでいたと。そして仮堤防の一期工事の完成に合わせて避難指示区域の変更を行うと。また罹災証明書を発行する方がですね、ほかにも利用できることができるということを総合的に考えた中でですね、認定を行っていなかったわけでございます。そういう中でその後、避難指示区域の縮小、あるいは現時点でライフラインの復旧の見通しが立たない所も存在していることが確認されておりますことから、長期避難区域に認定する方向で調査を進めてきまして、今後そういう中で長期避難世帯の認定も実施してまいりたいと、こういうような説明をさせていただいたところでございますので、こういう考え方の中で今回の税関係の取り扱いについても、こういう形で整理をさせていただきたいということの提案でございますので、よろしくご理解をいただきたいところでございます。

1番（菊地八朗君）はい。ですから、今後また見直すという時は、本当にこれも同じような居住区域と同じような考えで、もう1回、もう1回と言われると、どうせ3軒や5軒残ったところ、絶対あの現状見たら、例えば磯を事例に出しているんだけど、しないんだか

ら。早く早急にこういうことですよ。全壊ですよ。二次審査で、一部損壊。今後半壊。2回申請してもらっても、その程度しか変わっていない。その間は2か月。もう3か月ですからね。入っているんですから、やはり早急に、こういう被災者に対しての思いやり、区切りをつけるためにも、やはりここはライフラインの復旧もちょっと見通し難しいので、全壊扱い、長期避難区域にしますということで、やはり罹災証明、長期避難区域に指定するところはする、そうしてもらわないと、本当に不安で。例えば横の連携で税務課、総務課、こういうような考え方が違ってこうなりましたとなれば、町民も本当に迷うので、この連携、整合性、これをしっかりと取ってほしいということで、回答いりません。やっぱり早く対応してください。以上です。

12番（後藤正幸君）はい。お伺いしたいのは、この施策は町独自の施策であるのかというのが1つ。それからもう1つは、単年度だけの減免措置ということを前提にして、この内容を見ますと、この2条の町民税の減免。3条の固定資産税の減免。それから4条の国民健康保険税の減免。これら3つとも整合性が取れていないのではないのでしょうかということをお伺いしたいのですが。具体的に言いますと、3条の固定資産税には所得の割合で関係なく税金を全面的に所得割を関係なく減免しているにもかかわらず、2条の町民税の減免のところと国民健康保険税の減免だけは、所得制限というか所得割によって税金を変えていると。この辺、単年度だけだったということであれば、町民のことを思って提案しているんだと私は思います。だったら、この前と後の分ね、同じように固定資産税と同じように、無くする考えはなかったのかどうか。その辺の整合性ですね。課長と町長よく検討してこれを提案なさったのかどうかを含めてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。固定資産税についてはご案内のとおり、固定資産の価値そのものに着目したところの不安、担税能力という意味合いでの性質を持つ税ということでございまして、町民税なり国保については、ご指摘のとおり所得に着目してその所得の程度に応じて、一定のご負担をお願いするという税そのものの性格を加味した中でのこういう措置ということでございますので、それぞれの担税能力に着目した中で一定の被災に応じた減免措置をさせていただくということでございますので、ご理解を賜ればと思うところでございます。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。今町長が答えたとおりでございます。町民税と国民健康保険税については所得割というものがございますので、所得に応じた担税能力を考えたものでございまして、固定資産税についてはそのものが固定資産としての財産価値があるのかどうかということに着目し、今回決定したものでございます。以上でございます。

12番（後藤正幸君）はい。私の質問しているところは、2条、3条、4条について質問しているのではないんですよね。要するに2条と4条の所得の制限を外したらいいのではないかと。そのことを単年度だけですだからね、所得割というのを無くしたらいいのではないかと。その質問なんで、私の質問に対して答えていないんですよね。要するに課長と町長この辺、要するにこの条によってバラバラ整合性が無いので同じようにしたらいいのではないかと。思って質問しているのですが。質問と違う答えなので、もう少しお願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。いわゆる所得の内容でということなんです、例えば1ページのです

ね2条の関係。1ページの下に500万以下から始まって、次の2ページの冒頭750万を超える時という、こういう考え方については、4ページの、すいません、3ページの4条の3ページの2条ですね、この国保の4条の2項にある国保税の減免について準用すると。この場合においては、この個人の町民税の納税義務者とあるのは、国保税の納税義務者と、あるいは町民税額とあるのは国民健康保険税と読み替えるものとするというふうな形で、対応させていただいておりますので、基本的に所得割といいますか、所得の状況に応じてという減免の考え方については、整合性をとった内容にさせていただいておるといふふうに理解するところでございます。なお、今の説明について担当課長から若干補足をさせていただきたいと思っております。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。後藤議員のご質問にお答えいたします。確かに2条と4条は整合性が取れているわけですが、3条については固定資産については、2条と4条との違いがありますけれども、その着目点が違うものですから、所得と財産価値ということで。そういう観点から減免条例を作ったものなので、片方には所得制限が盛り込まれた、町県民税と国民健康保険税には所得制限が盛り込まれたということでございます。

12番（後藤正幸君）はい。私の質問が悪いのか、どうか。要するにこの条文書いてあるのは私も読むとわかるんですよ。要するに、この4条、3条、2条に整合性がないので、これを提案する段階の時によく審議をして、提案しているのかどうかというのを聞いているんですよ。極端な話を言いますと、この3条と同じように2条と4条も所得制限というのを外してしまって、単年度だけだから。要するに他の町より山元町の場合は被災された戸数の割合がうんと厳しいんですよ。ですから町独自の施策なんですから、その辺、どうせ減免するんだったら、そこまで思い切ってやったらいかがですかと、私提案しているんで、そちらの答えを言わないで、この内容だけ説明しているんですがね。

議長（佐藤晋也君）暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい。改めてこの減免の関係についてお答えいたします。2条の町民税の減免については、これについてはあくまでも所得税の多い少ないということに着目した担税能力というようなことで、後は被災程度の状況に応じてそれぞれ減免をさせていただくという性質のものでございますし、固定資産税については、これはあくまでも固定資産の価値に着目した担税能力ということで、これについても今回の被災の程度に鑑みてですね、それぞれ割合を定める中で、減免の規定を定めさせていただくということでございますので、やはりどうしても税というのは、それぞれの税の種目によって担税能力の着眼点が異なるというような性質を有するものでございますので、こういう考え方で十分担当課と協議した中でですね、今回提案させていただいたところで、ご理解

を賜りたいと思います。

12番（後藤正幸君）はい。確認になりますが、2条と4条は所得割が入っていて、3条には所得の分を加算しないで、土地の評価だけで税金を賦課するというようにして、提案されているんですが、その整合性がないので、どのように話し合われたのかと私質問したのですが、そちらを言わないでこの条文の説明だけ何回もするわけなんですけど、要するにこのままでやっていきたいということなんです。

町長（齋藤俊夫君）はい。すいません。質問の趣旨に不十分な答弁を、お詫び申し上げます。後藤議員がおっしゃるように、この原案の形で条例をお願いしたいということでございます。

10番（佐山富崇君）はい。それぞれ同僚議員が質問し、それぞれの考え方を述べられた。私は質問だけ。何ぼお金入るの。こういうふうにしたのと、全部で何ぼの金違いますか。それだけ。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。ちょっとそこまで掴んでおりませんでしたので、後から計算して出したいと思います。掴んでいたのは人数の把握だけということになります。以上でございます。

（「後でなく、出してもらって私たち採決の判断にしたいと思います」と呼ぶ者あり）

議長（佐藤晋也君）暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。町民税に関しましては本来減免がないのと仮定した場合には4億程度だと見込んでおりました。そのうちの浜通りとして2億円が町民税の課税分です。それで、所得階層を設けることによって3,000万程度違ってくるのではないかと、思われます。あと固定資産については、所得階層を除いて、計算してみますとだいたい1億5,000万位が減額に。全体の課税で何にもないとしたら6億位になるわけなんですけども、1億5,000万位が今回の減免条例で該当するのではないかと試算しております。あと国保税については、課税が何もなかった場合は4億5,000万程度でございますけども、これも町民税と同じく大体2億程度が今回の減免条例で該当し、それで所得階層を設けたために、約3,000万位が所得階層を設けない場合と違ってくるのではないかというふうに考えております。

10番（佐山富崇君）はい。了解しました。

14番（齋藤慶治君）はい。1点だけ町長の方の考え方を伺います。今回第4条において国民健康保険関係のいろいろな減免含めて入ってくると思いますが、今特例によって被災した方は来年の2月まで医療費が無料という形が国の制度で進んでいると思うのですが、そういうことを鑑みれば、先ほど同僚議員が言ったように医療費の方の制限を設けずですね、やるべきでないかというのが1点。あとその中身でこれはあくまでも前年の所得が

基準になります。今回の事例において、農業者含めて私ら含めて自営業者も含めてですねやはりそのまま前年の基準で算定されて、大幅に減免されているとは言えですね、そこら辺の仕方もう少し踏み込んだ減免をしてもいいのかなと思います。その2点について町長の考え方をお聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい。所得のですね、時点をいつにするかという部分でございますけども基本的にはこういう場合のですね、所得の捉え方についてはやはり直近の所得を参考にと言いますか、基本に取り扱うというのが、いろいろな私は場面で共通した考え方でないかなと思っておりまして、今回そういう考え方を取らせていただいたところでございます。

医療費の関係については、ちょっと技術的な観点も入ってくる問題もありますので、これについては担当課長から説明をさせていただきたいと思っております。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。齋藤議員のお尋ねの件でございますが、医療費の制限すべきではないのではないかというお尋ねでございますが、この医療費の減免の関係については、個人の窓口負担の減免でございますので、従いまして医療費の制限はないと。個人の負担について減免でございますから、医療費については制限はないということでございます。

14番（齋藤慶治君）はい。ちょっと今課長の答えが正確には理解できなかったんですが。国が7月1日以降来年の2月まで被災者に関しては医療費はかからないという大方針がありますよね。それが間違っているのではあれば訂正願います。そういう形で今スタートしているのですね、医療費がかからないのにこちらで先ほど前年に課税するというのは所得に課税するというのはわかったんですが、大幅な減免にするということがわかっていてももうちょっと減免を大きくしても構わないのではないかという。国の無料という制度とこの町の減免の仕方、割合に対してですね、私はもうちょっと国が医療費無料という全壊なりそういう大規模の被災者に対しては減免をもうちょっと広げてもいいのではないかなと思うのですが。町長は違うという形で前議員の中でやりとりありましたが、その考え方をお聞きしたいということなんです。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回のこの被災に鑑みて、国が医療費の無料化をしているという中でそういう基本的な考え方をもっと町の減免にも考え方を踏襲してもいいんじゃないかと、そういうご質問だと思いますけども、私ども基本的にこういう大きな被害に鑑みて、町民の皆さまのご負担を少しでも軽減できるようにそういう趣旨を前提として今回減免の関係を提案させていただいているところでございます。それぞれ町民の方々もですね、大きな被害を受けている中で、担税能力というところでは非常に危惧されるところでありますが、ただ一方で何がしかのご負担をいただくなかで、町の復旧、復興に対応していかなくていけないというそういう町民の皆さまの大変な最中ではございますけども一定の負担の中で町の行政、これはサービスも一定の維持をしていかなくてはいけないという、これの兼ね合いもあるのかなと考えることでございます。ご理解を賜りたいと思っております。

14番（齋藤慶治君）はい。町長の考え方はわかりましたが、今回被災になった方、よく義援金の話からいろいろな話出ます。一刻も早くとか。そういう形で健康保険料が5万でも10

万でもいくらか減免されてもですね、課税がされてくると思うのです。被災にあった方を前提に話しておりますが。こういう中で30万という金額自体が重くのしかかるのかなという思いがありますので、これから国あたりの制度改正がどのように進展するかわかりませんが、そこら辺やはり理解してですね、目いっぱい削減を。まして今年度、単年度という形でスタートするという形で進めてほしいと考えております。

8番（遠藤龍之君）はい。減額になった分についてなんです、財源と言いますか、国との関係についてはどうなっているのかお尋ねいたします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。今のところこの東日本大震災に向けての特別の財政措置といたしまして、地方税等の減収に係る財政措置というのがあります。それによれば、この地方税が減収した分について歳入が少なくなって欠陥が生じると。それによって起債を起こすことが可能であると。その起債を起こすことについては、元利償還について75パーセントから100パーセントという幅がありますけども交付税措置算入ということがあります。あと別途地方債の対象にならない経費については特別交付税という措置があるということですが、具体的な中身についてはまだはっきり示されておられません。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。今の説明だけで理解するならば、国がこの分についてはほぼ保障すると受け止めるわけですが、そしてそれを確信するわけですが、そうでなければいけないというわけですが、このことについてはいろいろと不安、懸念が示される首長さん方もいることも見ききしております。そういう意味でこれは最後まで国に対して言ったことに対してきちんと守らせるように、いろいろな場面で強く国に働きかけなければならないと考えるわけですが、町長にはその強い姿勢を示していただきと思っておりますがよろしくお願いたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいまの企画財政課長からこの減収補てんの考え方、国としての考え方を説明させていただいたのですが、いろいろな場面ですね、この一定の国からの支援で不足する部分については、起債充当可能というような考え方が示されまして、なおかつ元利償還を充当率がいろいろなケースで示されるわけですが。これは制度としては大変素晴らしい制度なんです、問題はこの地方に回る交付税の総額がいろいろ充当する割には総額がふえていないということになりますと、果たして充当する分はどこに充当されてきたのかと、いわゆる色の見えない形の交付税措置がされるということになりますと、受け手側の自治体としてはですね安心して反面、本当に100パーセントそういう形になってくるのかという一種の不安があるのも事実でございます。これは瓦れき処理等についても100パーセント措置というような最終的には100パーセント措置といわれているわけでございますけども、本当に巨額な支出負担を求められる中で100パーセントに近いと言われるもののなかなか厳しい側面があると。これについては議員ご指摘のとおりでございますので、やはり100パーセント近い形ですね、国がきちんと保障してもらえ、仕組みを保障してもらおうと、実行してもらおうということであらゆる機会を通じてですね、積極的に働きかけをしていきたいというふうに思っているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。私たち町民がそういう背景の中で懸念するのは、町がそういう100パ

一セントといってもくるのかどうかかわからない。本来100にしなければいけないことを90にとか80に抑えるというようなことはぜひやらないでほしいということを求めまして次に。さっきの話ですが、所得制限を設けたのは町独自の考えなのか、国からの指示というか、国の考えに基づいた出し方なのか、その辺についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。国の方で今回お示しした考え方というのは、この4ページにございます原発がらみの関係については、こういう考え方を国の方で示したということでございますが、それ以外の関係の規定については山元町から名取市までの2市2町の中でいろいろ意見交換をする中でいわば2市2町の相談の中で独自にこういう所得割合というのを決めさせてもらった、そういう経緯でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そうすると東電を真似というふうに聞こえたわけですが、東電を真似てはだめなんだね、東電こそ全部出さないでだめなんだ。それは置いておいて、考え方として先ほどもありましたが、前年度500万以上もらってても700万入っていても、まったく今年は無収入という方も多くいることも事実です。それを前年度所得で対応されると大規模半壊でも750万円を超える人は4分の1は払わないといけない。まったく無収入でね、750万を超える人が何人いるかわからないけど、50万払っていたとすると25万は無収入の中で、違うな、4分の1だから12、3万、14、5万は払わないといけない。そういう理解でいいですよ、それって無慈悲、ちょっとかわいそうではないか。俺はもともと500万以下だからあれですが、この辺は考えるべきと私は思います。きょう明日変えろと言いませんが、近日中に改めて考え直して示す必要があるということ、これは厳しいと思います。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。遠藤議員のいまのご質問にお答え申し上げます。前年度の所得によって減免割合が違ったり、大規模半壊とか全壊によってもいま言われた500万円を超えると税金がかかってくるのが現状でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そういう理解でいいのかということと併せて、かわいそうでないかということと改める考えはないかということと併せて、その事実についてはわかりました。町長に。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の被災で町民の方、大変お困りの部分あるわけでございますけれども、一定の所得の中で、単年度に着目すると確かに収入がないということでございますが、皆さん大変厳しい生活の中でやりくりをこれまでもしていただいておりますので、これまでのやりくりの中の延長線上で一定のご負担をお願いをし、町もその負担をいただく中で、町の復旧、復興に向けて取り組ませていただきたいと思いますのでよろしくご理解をいただきたいと思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。その前にこの場で決断するのは大変でしょうからということで、今後と付け加えたと思うんですが、いまここでせつかく——ここで変えるのは大変と私も思います。しかし、現実、先ほどの説明の中で担税力に応じてとの話もありましたが、担税力、ないです、前年度750万以上、あるいは500万から750万あった人も、今年度について無収入、担税力ないということですが、さっきの説明とも違ってくるのかという矛盾、問題も新たにうまれます。そういうこともありますし、問題抱えてます、これ。これを出せば、なんて冷たい町政なのかと被災者の方々からさらにそういう思い

が強くなるのではないか、その辺を懸念してこれは近日中に改めて検討して、より被災者に有利な、負担のかからない改正をすべきだと思いますし、強く求めておきたい。近日中に検討して結果を出していただきたい。そのことを求め終わります。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第30号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する山元町町税の減免に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第5. 議案第31号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。税務納税課長岩佐秀広君。

税務納税課長（岩佐秀広君）はい。議案第31号山元町町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。お配りの資料2をご覧くださいと思います。改正内容でございます。主な改正内容は、雑損控除の特例を設けたことでございます。住宅家財等に係る損失の雑損控除を平成23年度の町民税の適用を可とするように規定したものでございます。これについては、平成23年度の町民税というのは、平成22年中の所得に応じて課税されるものですから、平成23年度の町民税は雑損控除ではなく平成24年度に本来なるべきですが、所得税の規定にしたがい23年度の町民税に遡って適用するものでございます。また、雑損控除は現行3年でございましたが、5年に改正されたので同じく5年に延長するものでございます。・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第31号山元町町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第6．議案第32号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。まちづくり整備課長森 政信君。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。議案第32号損害賠償の額を定め和解することについて、次のとおり町道上における倒木事故に関し損害賠償の額を定めて議決することを求める。提案理由をご説明申し上げます。裏面をご覧ください。町道における倒木事故に関し、損害賠償の額を定め和解したいので地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものであります。表にお戻りください。1．相手方 宮城県亘理郡山元町山寺字・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

5番（岩佐 豊君）はい。いま説明をいただきましたが、賠償金が結構高額ですね。これは、後遺症とか特別な事情があったのでしょうか。その辺の説明をお願いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。損害につきましては、治療費及び入院費等を計上いたしております。それから、後遺症につきましては慰謝料として計上しております。現在も杖をついて歩くような状態ということで伺っております。以上でございます。

5番（岩佐 豊君）はい。説明いただきましたが、わかりません。1,000万円でしょう。これ相当な後遺症をもったとかなければ、こんな金額出ないと思います。まず、何歳の方ですか。いまの治療費、わかる範囲で示してもらわないと申し訳ないですけど、こういうのを簡単に私は町の大切なお金を、詳しい説明なしに認めることはできません。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。被害者は大正15年生まれの84歳でございます。補償金の概要でございますが、治療費、保険対応での金額を交渉させていただいており内訳申し上げます。11万9,800円、付添費12万3,000円、入院雑費4万5,000円、交通費1万2,360円、損害に対する慰謝料72万9,197円、その他、これは諸経費でございますが5万3,193円、後遺症、慰謝料でございますが900万円。物損6,400円、総計1,008万8,950円でございます。以上でございます。

5番（岩佐 豊君）はい。いま説明受けました。私も車屋やってるものですから、結構こういうことあれするんですけど、これもう少し速やかな対応、交通事故なんかもそうですけど、簡単にいうと交通事故なんかの場合、昔は保険会社は自分から悪いと絶対言うなという、一時そういうことがあったんですよ。そのとおり進めるでしょう、トラブル、トラブルでとんでもないですよ、逆に。悪いものは悪いと謝った方がいい、ただ、それを支払うとかは別にして、これは対応の誤りだと思うんです、こんなになってしまうというのは。けがされた方には、お気の毒なことですから、ちゃんとした対応して心からの接し方をすればこのようなトラブル、悪いけどトラブってこうなったと思うんですよ。最初の対

応、姿勢、町の対応が非常に大事だと思うので、型にはめてやることじゃなくて誠意をもったやり方をしていただければ、このようなことはないと思います。町長の考え方も伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。本件につきましては、この事故の概要にありますとおり、21年5月発生した事案ということでございまして、ご指摘のとおり当初の段階でもう少し町としての対応のタイムリーさがあればというふうな反省すべき点も見受けられたというのも事実でございます。ご心配いただいたように、その後の話し合いに少なからず影響を与えてしまった部分がなかったかと言われれば否定しきれない部分もございますので、この種の対応のときは、適切な速やかな対応をすべきものだと考えているところでございます。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

7番（佐藤智之君）はい。いま後遺障害金900万、最高級の段階かと想定されますが、先ほど現在の身体の状況聞きましたけど、その辺もう1度詳しくご説明をお願いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。現在は、ここ2か月くらい本人の体調をお聞きしましたが、肺炎をおこされて2か月くらい入院していた期間があったと、けがにつきましては当時けがをされ仙台市立病院の方へ搬送され、30日間ほど入院をされております。その後、退院されましたが通院が必要ということから南東北病院へ引き続き6月13日から10月29日まで通院されております。その後、平田医院に行き、電気等の治療を受け、本人は自力で歩けるようになりましたが現在も杖をついて歩いているような状況というのをお聞きいたしております。現在につきましては、ご自宅でお過ごしされているという状況であります。

議長（佐藤晋也君）お静かにお願いします。

7番（佐藤智之君）はい。そういう意味では非常にお気の毒な事故だったと想定しますけど、1,000万なにがしの中に、年齢的という大変失礼な言い方ですが、休業補償とかそういうものも含まれていたのか、それが慰謝料の中に入ってるのかどうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ご本人は、会社を退かれ自宅でお過ごしされており休業補償は含まれていません。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第32号損害賠償の額を定め和解することについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第7. 議案第33号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。企画財政課長寺島一夫君。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。議案第33号損害賠償の額を定め、和解することについてをご説明申し上げます。次のとおり、平成22年度燃料タンク埋設配管気密検査業務の債務不履行に関連し、被害が拡大した事故等に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求めるものでございます。1、相手方でございますが、宮城県仙台市宮城野区萩野町・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

6番（菊地公一君）はい。この損害賠償の中で、バイクの事故、これは終わったのか。ほんでいいんだ。取り消し。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第33号損害賠償の額を定め和解することについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第8. 議案第34号を議題とします。

課長から提案理由の説明を求めます。企画財政課長寺島一夫君。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。議案第34号平成23年度山元町一般会計暫定補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成23年度の山元町一般会計暫定補正予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出暫定予算の総額に、歳入歳出それぞれ68億9,437万4,000円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ180億8,973万1,000円とする。2歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の暫定予算の金額は、第1表暫定予算補正による。第2条地方債の追加は、第2表地方債補正による。第3条一次借入金の最高額に15億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を30億

円とする。

今回の補正につきましては、歳出では主に災害復旧に係る経費を追加いたしまして、歳入ではこの災害復旧に係る国県支出金、あるいは災害復旧債を措置するものでございます。なお、収支の財源町政につきましては、財政調整基金の増をもって措置するものでございます。・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君） 暫時休憩します。

午後 0時 5分 休 憩

午後 1時20分 再 開

議長（佐藤晋也君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君） これから質疑を行います。——質疑はありますか。

1 番菊地八朗君。

1 番（菊地八朗君） はい。工事請負費で10ページの防犯灯設置工事200万。これはまず全仮設住宅から通学の分なのかという件1点。

総務課班長（菅野寛俊君） はい。ただいまのご質問でございますが、仮設住宅からの通学者の安全確保の意味から提案させていただきまして、今回は高瀬の東石山原から浅生原を經由して山下中学校までの路線と中山熊野堂仮設住宅から坂元中学校のまでについては防犯灯の個数が少ないのでこちらの方に防犯灯を増強する計画でございます。

1 番（菊地八朗君） はい。高瀬から山小、そして中山から坂中。だいたい間隔的に今までの街灯だと200メートルに1本という感じなんだけども、この200万だと1灯何ぼで計算してどの位つくの。間隔的に通学路なんだから両サイドにつけて。来る時はこっち、帰る時はこっちだと片側だけにするのか。そこについて。

総務課班長（菅野寛俊君） はい。防犯灯1か所につきましては2万円を見込んでおりまして、100灯ほど設置することで計画しておりました。防犯灯の設置につきましては、これまで電柱約1本おきというのが、山元町の設置状況でございましたが、その状況に合わせて今回も設置してまいりたいと思います。

1 番（菊地八朗君） はい。12ページの衛生費の工事請負費の中で廃棄物処理場関係の請負費200万。消毒、これは防疫という内容だったんですけども、確かそうだよ。災害廃棄物処理関係工事請負費20億。この分について説明をお願いします。

まちづくり整備課長（森 政信君） はい。内容でございますが、木造あるいは解体の取り壊しに係る費用という事で、工事費を計上しております。消毒費についてはこの中に計上しておりません。

町民生活課長（平田篤司君） はい。ただいまの消毒関係の質問ですが、4款4項需用費の中の1,800万医薬材料費これに花釜、牛橋、笠野地区の消毒散布代、ならびに家庭用の薬剤等の配布を計上しております。

1 番（菊地八朗君） はい。今の消毒の関係なんですけども、今立ち入り許可区域が、またすれば2回

目。浜通り全部したところは特に、ハエが大きくなって、そちらの方は1回もしていないんだよね。流された分。畑から何から。家残っていても、消毒は一回もやっていない。その辺の分は含んでいるのかどうか。

町民生活課長（平田篤司君）はい。今回の1,800万については、東側については含んでいません。というのは、瓦れきの撤去がございまして、瓦れき撤去後にもう一度また考えるという形をとっております。以上です。

1番（菊地八朗君）はい。1回も含んでいないといいますが、瓦れきの中にも魚の腐れたのやらいろいろあるんだから、1回位空中散布をやっていかないと。ちょっと残った分は大変。これから衛生的な部分で、全然人が入って消毒しろとは言わないが、昔松くい虫で空中散布やったように、それなりの事考えていかないと。元からどンドンくるんだから。早急にしないと。できるだけ早く考えて取り組んでほしい。

町民生活課長（平田篤司君）はい。今後の対応についてまた内部で検討させていただきたいと思えます。

1番（菊地八朗君）はい。あと15ページの災害復旧費の工事請負費の中で防災無線なんですけど、この防災無線には当然どの辺までの防災無線を考えているのか。立入許可が出なくても聞こえる方向は許可でしているところの、あるところ全部するのか。どの範囲までなのか。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。この度の津波によりまして屋外受信1局が16局ほど使用不能になりました。今回の2,000万の方で仮復旧を見込んでおりますが、仮復旧につきましては、電力柱の復旧と合わせた形での設置となります。電力が通った部分からするというので、あくまでも仮復旧ということで、災害応急復旧の作業が線路東側でもしておりますので、そちらの方々にも防災無線での広報ができる形で、電力柱の復旧に合わせた形で考えております。電力柱については、牛橋から浄化センター方面、そちらの浄化センターへの電力を通すということで、あと清掃センターから南に行った部分。あと農免農道高瀬から坂元方面に電柱が建ちましたが、そちらの電力柱に、そちらの中で適切な場所にまずは仮復旧をして、安全確保を図りたいと考えております。以上でございます。

1番（菊地八朗君）はい。復旧内容わかりましたが、そこの中に例えば仮設住宅4か所、5か所設置するところには集会所1棟つくのだから、そこには屋内無線、どうせ外なんか聞き取れないんだから、半分は。その集会所にも何かの時に聞こえるように、検討は。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。こちらの2,000万の予算の中には申し訳ございませんが、検討してありませんが、何らかの個別受信機なりもありますので、その中で対応できるかどうか検討してまいりたいと思えます。

1番（菊地八朗君）はい。やはりこの2,000万でコストダウン図れば、受信機大丈夫だと思うので、ぜひ検討ください。

7番（佐藤智之君）はい。11ページの20節扶助費。9,900万円。埋火葬費。先ほどの説明で町外で330体分と。これは震災直後、火葬場が満杯で県外に火葬行かれた方の分と聞いておりますけども、その状態が今後も続くことが予想される措置なのかどうか。

町民生活課長（平田篤司君）はい。こちらについては、町外県外に出ていった方の搬送費並びにそれに伴う保管料等が皆含んでまして、今後は管内で全部処理できますので、これは事前

に行った分ということになります。

7番（佐藤智之君）はい。了解しました。12ページの13節委託料。一次仮置場管理業務委託料5億6,760万。これは今町内に十数か所、瓦れきの山になっておりますけども、あそこはもちろん地主、持ち主の許可を経て利用しているものと思いますけども、改めてその辺を伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。現在応急的に設置しまして、仮置場に置かせていただいているのは、個人の用地等でございます。そちらは事前のご了解を得た形で、設置しております。この一次仮置場は今後設置しております部分は、保安林内を考えておりますので、こちらは保安林を管理しております国、県からの許可を得て、設置してまいります。

7番（佐藤智之君）はい。念のための質問ですが、そのお借りする場合は無償なのか有料なのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。仮置場については、無償でお借りしている状況でございます。

7番（佐藤智之君）はい。その下の15節災害廃棄物処理関係工事請負費。20億なにがし。これは建物の解体工事の費用との説明でございました。これは何戸分なのか。1戸あたりどの位費用かかるのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。解体戸数といたしましては、流出分と山側の分合わせて、1,213棟を計算しております。単価については解体家屋数を1,213棟かける130万円。それから流出家屋の基礎部分等が残っているお宅については、戸数は938棟見込んでおります。こちらは50万円で積算しております。

7番（佐藤智之君）はい。14ページの小学校20節の扶助費、関連しまして3項の中学費これの被災生徒等就学援助費。これ2項目ありますが、具体的にどのような援助になるのか。

学務課長（岩佐洋一君）はい。具体的には今回被災された方を考えております。小学校においては人数でございますが、209名ほどいるという試算であります。中学校は153名がいるということで試算しているところです。今回経済的に流出したということで、大変だということで、この制度を考えているというところでございます。内容については、これについては学用品、入学児童生徒の手当、それから通学用品、それから修学旅行費それから校外活動費、それから学校給食費というようなことを考えているところがございます。

7番（佐藤智之君）はい。想定されるのは教科書類も例えば流されたとかいう場面もあると思いますけどもその辺については。

学務課長（岩佐洋一君）はい。教科書については無償で配布ということになっております。

2番（青田和夫君）はい。10ページの総務費の一般管理費の中の2節の給料。職員手当、この辺よくわからないのでお伺いします。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。3節の職員手当ですが、宮城県から自治法派遣職員2名の暫定予算ですので6月から9月までの4か月分の手当を措置しております。内訳といたしましては期末手当、勤勉手当。通勤手当、住居手当、扶養手当、管理職手当、管理職特別勤務手当、時間外、子ども手当ということで通常職員にかかる手当の分4か月間2名分を措置しているところがございます。

2番（青田和夫君）はい。6月から9月までということなのですが、最終的には交付金で賄われるということなんですよ。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。こちらについては通常職員と同様の扱いになりますので、一般財源といいますか、全体の中で予算措置をするものでございます。

2番（青田和夫君）はい。県から来てもらった分については町で全て支払いをするということですか。

総務課班長（菅野寛俊君）はい。町からの支出ということになります。こちら予算措置しているのは自治法派遣ということで身分は町と県の身分を併せもつ形になりますけども、こちらの方に派遣いただく期間は町からの給与等の支給と……。今回2名以外に山元町は災害対応のために宮城県を含めそれ以外の自治体からも応援職員いただいておりますが、派遣の内容については自治法派遣については町の負担と。それ以外の派遣いただいている方々については出張扱いできていると。そちらについては各自治体の負担で、こちらに応援いただいているところでございます。

2番（青田和夫君）はい。理解できないんですが、後で詳しく聞くのでいいです。後ですね11ページの3款民生費の工事費。先ほど説明で100戸分ということで計上されておりますが、これが例えば30戸とか15戸しか必要なくなったという場合はこれよりも少なくなると理解していいのか伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。そのとおりでございます。

2番（青田和夫君）はい。わかりました。この件に関しましては100戸の予定だけでもいろいろな事情で少なくなる可能性が大だと理解しました。その次ですね、衛生費の委託料、一次仮置場の件なんですが、この件に関しては今説明があって民地を借りて仮置きしていると。今現在、業者が仮置きの撤去してますよね。その辺わかるように説明していただけますか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。現在緊急仮置場として集積をさせていただいているところから今後は一次仮置場ということでさらに分別等を行い集約をしていくところを、今回委託料で計上しているものでございます。現在緊急仮置場として震災から各行政区県道沿いで設置させていただいております、こちらを一時仮置場という段階でさらに集積をし直します。これらは分別をした形での集積を行っていく計画でございます。こちらの作業等を今後進めていきます。

2番（青田和夫君）はい。今の説明ですと、道路沿いに荷物を出したものを一次仮置場に移動していると理解をしたんですけども、そこで聞きたいのですが、今現在道路上に出されているゴミを業者が一次仮置場に運んでいると。無くなっている場所があると。そこで、例えばAという家の道具を全て出しました。事情があってBの家の荷物が出せませんでした。明日仮にやろうとします。どこに出せばいいんですか。そこら辺どうすればいいのかお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ただいま施工業者の方々に応援をいただき運搬をしているのは、公共用地を優先に進めておりますが今後私有地の瓦れきの運搬を順次また施工業者の方々にお願いしてまいりますので、それは町の方で宅内に出されたタンスなどは瓦れきとかがあった場合には集積していく予定です。

2番（青田和夫君）はい。今の説明だときれいになっているところにも別のうちのごみを出していいと理解していいわけですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。運搬については1つの宅地を順番に行ってまいりますので、一度運搬されたところにまた出していただくという方法ではなく宅地ごとに移動してまいりますので、ご自宅の庭先に出していただきたいと存じます。

2番（青田和夫君）はい。今聞いているのはそのことなのね。言っていること分かりますか。要するに移動されて物がなくなっている。でもこの人は今現在一人で片付けできない。ですからここに置いていいですかということを知っているのであって。移動してあれなのであれば、どこにもっていけばいいのかということです。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。個人のお宅の集積されている家屋のごみ、あるいは流出した瓦れきについては宅地ごとに順番に回収してまいりますので、移動されて隣のお宅に置くという形ではなく、そちらのお宅に置いていただければ、町の方で施工業者さんをお願いして回収に向かいますので、よろしくをお願いします。

2番（青田和夫君）はい。ごみを出してくれと言っているのは、今気候が暖かくなってきて、片付けたところがきれいになっているからいいですよ。ところが今から出そうとしている部分については虫とかが寄ってきて今まで無いものがきているので撤去してくださいと。そういう家もあるわけですよ。ですから今言っているのは全然手つかずなんですよ。おばあちゃん一人暮らしとか。女の人一人暮らしとか。水没にあって出せなくて。それを出してあげる。そしてその分をどこに出すんだということを知っている。1軒1軒というのはそれはわかります全部。そしてその家をどのようにするのかというと水の洗浄機できれいに洗って……、言っている意味わかりますか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。現在浸水区域については、まだ避難指示が出ておりますので、回収作業については町の方で施工した業者さんが順次回収してまいりますので、そちらで集積されているものを回収いたします。今ご質問の内容はボランティアの皆さんで出してもらったものをどこに置いたらよいかというご質問であれば、周辺の公園とか空地などをご利用いただいて、一度集積していただければ、そういうところをまた回収にいくように進めていきたいと考えます。

2番（青田和夫君）はい。そうすると、公園とか公共のところに持っていくことは距離があってもそこに行けということですか。

一輪車でどれくらい重いかわかりますか、運んでみて。布団から何からびしょびしょになったもの。できれば近場に置いて、申し訳ないけど業者にもう1回来てもらって運んでいただくと、そういう答えがほしかっただけで、いま言ってるように遠くまでもって行けって言うのであれば、勝手にやってくださいと言いたくなりますよね。そうじゃなくて、とりあえず置いて、いま一次仮置きのところを持っていくと、だから場所はどうかと聞いただけです。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ただいまの回答でございしますが、時期が若干ずれて出すタイミングが早く出した方と遅い方でずれる場合もございしますので、それは最短の距離で出していただき、道路等に支障がない部分で置いていただければそれらをこれから施工業者さんをお願いして回収を進めていくこととなりますので、よろしくお願ひいたし

ます。

2番（青田和夫君）はい。いま施工業者の方の話がでましたが、業者にその話はきちんとしているのかどうか。わかりますか。俺は、業者に言われたのね直接、1回ここは運んだからここには置かないでくださいと、じゃあどこに置けばいいんですかという話、それをいま聞いてるんです。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ただいまのようなケースもあると思われまますので、連絡等を十分に図り回収方法に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

2番（青田和夫君）はい。口ばかりじゃなくてきちんとやってくれる。やる方は大変なんだよね。その辺を周知徹底してもらおうということでもいいですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。これから回収してまいりますので、周知徹底を図ります。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

14番（齋藤慶治君）はい。14ページ。先ほど何回も話題になっている衛生費の関係で、13節、14節、15節。今回の補正予算の中で結構大きい金額を、瓦れきの撤去ということで占めておりますが、この関係の中で今もいろいろ進んでおりますが、地元業者関係どういいう雇用に今後しようとしているのか。地元だけで足りないから、県から町外からいろいろな業者来ているんでしょうが、極力復興との繋がりの中で地元企業をやはり最優先に使っていただき、そして地元の雇用を含めてですね、そういう形で進んでほしいと思うのですが、その件について今後どういう発注の仕方をする形になってるのか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。全体的な話を私から申し上げて、具体については担当課長からお話申し上げます。私は常々いろいろな場面において、いまご指摘いただいたような地元の雇用、事業所の活用というようなことを絶えず念頭においた仕事をすべくですね庁内でそういう考えを常日頃周知徹底をしてきたところでありまますので、基本的にはそういう考えであります。ただ今回の被災の規模あるいは復旧に要する時間を考えた場合はやはり当初から内外の多くの事業所の方々のお力添えをいただかなければならない状況を鑑みまして、いろいろな町の方でお世話になった事業所の方々にいろいろな形でのお声掛けをしている中で21社の皆様にご協力をいただいているところでございます。そうした中である程度の事業の見通し、進捗が出てきた段階では、極力地元の方に対応をしていただければなというふうに思っております。いずれにしても、町民の皆様からスピード感を指摘されないくらいの、そういう間合いを充分勘案しながら、応援してもらいべきところは応援してもらいますし、ある程度のスピードをもって対応されることが許さるのであれば、極力町内の皆様方にご尽力いただけるように対応していきたいと考えております。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。今後のガレキ撤去から解体工事につきましても、ただいまご答弁いただきましたが、町内業者を重点的に活動していただき、今後計画的に進めてまいりたいと思います。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。同じく12ページの災害関係費、まったく全体像が見えない、この数字だけで。何するのかこれで見えないというのと、これまでやってきた事業とこれからやる事業が混ざってる、そういうところで混乱している部分があるのかというふうに見

てるんだけど、これまでのやってきたこととしてはならないところでしてきたという問題もあるかと思えますけど、それはそれとして置いておいて、その際にも何が問題だったかという作業内容、工程、スケジュール、計画、いま計画たててやるって言ったけど、本当に今計画あるかってうんと心配になってるとこなんですけど、そういう計画が明確に示されていけばそれをみればだいたい動きなり問題なりわかるんですよ。そういうのが多分に、予算措置した内容の計画はありますか。あと、業者との関係も、21業者どうのこうの、どういう業務内容で契約内容で考えているのか。そういう方針、計画、スケジュール、俺どうもないんでないかと思ってるんですけど、あればまずとりあえず示していただきたいと思えます。

町長（齋藤俊夫君）はい。たしかに、どこでもそうですが予算書の作り方自体が、今回みたいな大災害のときに全体が一目瞭然になるような予算書にはなり得ないというのは私も認めざるを得ないところがございます。もう少し応急復旧とか、復興に向けてそれぞれの局面がどういう全体像の中で進められていくのか、あるいはどういう機能分担で進められていくのかというのをある程度共通理解しながら進行管理していく必要があるだろうというふうに思えますので、できるだけ今後の特別委員会等におきましてはそういうふうなわかりやすい、全体像が見える資料の作成、提供ということに心がける中でご説明させていただきたいというふうに思うところがございます。特に、まちづくり関係については、ご指摘いただいたように進行管理が大事だということで、忙しければ忙しいほど進行管理ができるようなそういうベースになるものを作ってやってほしいということをかねがね指示してきたところがございますので、一定のものは策定しながら臨んでいる、対応してもらっているということをご理解をいただきたいと思えます。

8番（遠藤龍之君）はい。わからない中で質問するのもあれですが、具体的にこの1次仮置場業務委託料、どこに業務を委託するのか。そもそも業務の内容がよくつかめない、5億6,000万の使う事業が。それと災害の廃棄物関係工事請負費、この間の説明で家屋の解体撤去、運ぶところまで工事請負費に入ってるのかとか、それを1次仮置場にもって行って、どういう管理をするためにこの5億必要なのか、あるいは1社だけなのか、何社かに分かれてやるのかとかというのがわからない。その辺の関係含めてご説明をお願いしたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ただいまのご質問の第1点目委託料でございますが、1次仮置場につきましては、これまでは緊急仮置場に運搬しましたごみ等を今後4地区の仮置場を設定しまして運搬、分別作業をしております。それから、土、流出してきたヘドロ等も含めまして1次仮置場に運搬、仮置きしております。それらの作業に維持管理等が含まれております。工事請負費につきましては、先ほどご説明させていただいておりますが、建物の解体、これまでは瓦れきの運搬を中心に災害救助費の中で行ってまいりましたが、今後は廃棄物処理費の中で瓦れきの集積、建物の解体、丘通りの建物の解体含めまして工事請負費として発注してまいり予定でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。委託料と工事請負、仕事の中身は違う同じような内容でもというところまで理解できました。その際に使うのが上の使用料、機械等の借上料15億、これも大きいですがこの機会の使い方は、町で借りて各業者に預けてやってもらう、それを使

って作業進めるという理解でよろしいのかどうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。14節の賃借料等につきましては、重機を借り上げ、これは施工業者さんから町の方で借り上げてそれに対する借上料として計上しているものでございます。内容につきましては、ヘドロ等の収集運搬や災害廃棄物等の収集運搬、緊急仮置場から1次仮置場への分別の運搬、1次仮置場の造成、こういった費用等を見込んでおります。

8番（遠藤龍之君）はい。だんだんわからなくなってくるんですが、例えば工事請負費や委託料の中はほとんど人件費とみていいですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。工事請負費につきましては、家屋の取り壊しや基礎の取り壊し等も含まれますので、重機、ダンプ、作業員という形での積み上げた金額でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。ダンプとかは重機の中に入らないんだ、そうすると。なんだかよくわかんねな。これ出されて、認めろと言われてもなかなかわからなくて認める格好になりますから、私たちとしては。こういうものこそ資料をよこされないと理解ちょっと難しい。40億ですからね、40億を遣うんですから、我々、真剣、深刻というか、5円だから深刻でないということでないですが、やっぱり大事に使っていかないとということですよ。そのためには、我々も理解できるような、意見は異なっても理解できるような上で判断したというのが私たちの立場なんです、なかなか見えにくい、決めてからいろいろ問題が起きたとき我々の責任になるんですよ。そういう値段的なものとかいろいろ。それ以上の答えが求めることができないのであれば、どうすればいいのかということですが。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ただいまのご説明に補足説明させていただきます。14節の使用料、賃借料の内容につきまして、説明を付け加えさせていただきます。こちらは、瓦れき処理に伴う重機等を使います。それらを、例えば宅地内から排出される災害廃棄物の収集運搬、緊急仮置場から1次仮置場への分別収集、各種震災廃棄物の運搬収集でございます。これを重機を借り上げる形での積算をさせていただいております。一方、工事請負費でございますが、この借上料につきましては町が施工業者さんから重機をお借りして実施するという流れになります。災害廃棄物の処理に係る工事請負費の方、15節につきましては、請負という形で構造物の取り壊し、あるいは解体工事を実施してまいる積算としています。

議長（佐藤晋也君）暫時休憩します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）まちづくり整備課長森 政信君。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。ただいまのご質問の再度補足説明をさせていただきます。

本提案させていただいております解体運搬費とか、失礼いたしました、委託料、賃借料、工事請負費の内訳でございますが、環境省の補助区分に基づきまして解体工事費は、建物の解体に運搬費等を含め今後取り壊しを進める中で工事請負費として発注するものでございます。賃借料につきましては、処理処分、運搬ということで流入してきたゴミ等を重機等をリースし処分を行うために計上してきた借上料でございます。委託料につきましては、集積場の方に分別し、分別保管するための重機等を配置するというので3つに区分しての積算をし提案させていただいたものでございます。本要綱につきましては、東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取り扱いというものを準用して積算等を行ったものでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。休憩中の説明と今の説明で総合して判断するというか、そういう中で何とか理解はできました。しかしながら、この件につきましては、我々が十分に理解できるようなそういう準備、資料を、この資料の提供につきましては何回も三回も求めてますが、どうもその辺でも何か議会というものは軽視されているのかなというのが今回改めて感じられました。このことについては、方針も含め計画、スケジュール等々きちっとした計画を立てて進めていくべきだというふうに思いますが、それを強く求めて次の質問に移ります。

ここでも補助事業ということで、その中で混乱した部分があったかのように思われますが、財源となる補助額といいますか基本的には何回も確認しますが、瓦れき撤去等々につきましては、災害関連につきましては国が100パーセント責任を持つというふうな説明を我々は受けているわけですが、そうした中で先ほど歳入の中で補助金3分の2というような説明もあったんですが、3分の2で計上しているのが公共土木施設、7ページの公共土木施設災害復旧事業負担金、あるいは農林水産云々かんぬん負担金3分の2というそれらの根拠と財源内訳の中でそういうことであるならば、90の10というような割合になる、いまのわかりやすいので言えば11ページの災害廃棄物処理事業費38億に対して地債が5億、これ見ただけでも、本来ならば9、1という割合でないかと思うのに、5億っていうのが10パーセントで38億が90パーセントとみるべきでないかと思いますが、そういう数値にはなっていない。それらも根拠があると思われるわけですが、その辺の財源の内訳根拠について確認したいと思います。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。公共土木施設あるいは農業用施設については今のところ激甚適用ということでの割合として、この3分の2というのを暫定的に入れております。これは最終的には金額が固まって公共土木から、例えば漁港とか全てのものをプール計算してということになりますので、最終的には額が固まらなると補助率が固まらなんですが、今回については一定の数値が示されているもので今回は計上しております。瓦れきの分については、90パーセントで残り10パーセントが起債ということになっておりますが、この補助事業の歳入の算定の仕方については、今回計算していくと88パーセント、四捨五入すれば90パーセントになるんですが、細かな計算式が出ておりまして、その基礎が標準税収入額の割合に補助率を、額を段階を迫って計上していった積み上げるということで細かな数字にはなっております。一応、財政的な規模の小さな団体ほど補助額が大きくなるように配慮されてるんだろうと思いますけど、そういうルールがあり

ますので、それで計算しているところはこの数字になっているということでございますので、最終的にはこの歳出額が固まって標準税収入額も額的に、前年度でいま挙げてますので、それが固まってきて最後に確定額が出るということになると近い数字になるのではないかというふうに思われますので、そういうふうな理解でいただければと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。いま現在、流動的だといいますか、最終的には国が示す数字で収まるというふうに理解をします。最後のページの一時借入金の利子についてですが、一時借入金最高額を30億までに引き上げた、それに要する利子の増と理解するわけですが、この利子増分についてはだれが払うのか。町の金で払うのか、国の金で払うのか、その点を確認します。

企画財政課長（寺島一夫君）はい。今回算定しているのは議員ご指摘のとおりですが、これについては最終的な負担はいまのところは町になるということです。ただ、このものが災害に係るものとして特殊財政需要であるということで災害関連だということであれば当然我々の方として、特別交付税で要求を出していくということになります。

8番（遠藤龍之君）はい。この件に関しても、町長、国に逃げられないように、これは国の責任で出すべきだということ強く働きかけるべきだと思いますが、その辺の考えについて町長いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。私は、今回の未曾有の大災害の中での支出については、町、町民が少しでも支出がない形での復旧、復興でなければ町はもたないと理解しているところでございますので、ご指摘のような形で継続的にこの問題については実現に向けて努力してまいりたいと思います。

8番（遠藤龍之君）はい。わかりました。14ページ、先ほど質問ありましたが、この就学援助費について説明では災害に遭った云々というようなことですが、これは通常の制度の中にあるもので当然申請に基づいて対応するという制度になっているわけですが、と私は理解してるんですが、これについては全く災害対象なのかどうか、従来の制度と異なったものなのか、お伺いします。

学務課長（岩佐洋一君）はい。いま議員さんのご指摘のとおり、今回の大震災に被災した児童、生徒が対象になるということになります。

8番（遠藤龍之君）はい。通常の制度と異なったものなのかということの確認だったんですけども。

学務課長（岩佐洋一君）はい。通常の制度と同じという形です。

教育長（森 憲一君）はい。訂正させていただきます。大変申し訳ありません。これは、今回の被災に遭ったということでそれを対象にたくくりでございます。ただ、現在のところ手続き上は今までの就学援助費で手続きをしますけれど、実は、今月末に担当者を集められてこれのくくりの全体像の説明があるというふうな会議が予定してございますので、その中で詳細がわかるものと思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。まったく災害が対象ということですので、改めて確認しますが、金のことばかり言ってあれですが、この辺の財源はどのようになっているのか。ここでは一般財源となっているんですがこれは災害関連ということで、最終的に対応されるのか、

全くの町持ち出しなのかどうか、その辺の確認をいたします。

学務課長（岩佐洋一君）はい。交付税の算定ということになるというような、今のところ内示をいただいております。

8番（遠藤龍之君）はい。そういうこともあり得ると思うのですが、災害であるとするれば、もっと明確な形で示していただかないと国が。そうすると交付税のどこにという話になり町も大変だと思って、その辺明確にしておきたいのですが、その辺の財源の根拠といいますか、背景について改めてお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。現在文部科学省から示されている中では、先ほど申し上げましたように今ですと児童生徒就学援助というくくりでございますけれども、頭のところにですね被災といういわゆる特別の形でくくられておまして、これについては現在のところうちの方でいただいている資料では補助率10分の10ということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。通常の制度の場合だと、前までは制度的には補助ということで使った分きちんと入ってきていたんですが、それが何年か前に交付税算入ということになって、ずっとそういうようになってきているんだけど、それと同じだと今回人数も多く出てくるわけで、もし今その辺明確になっていないとすれば、これまた教育長、町長力を合わせて災害対象、10分の10となっているから、それを明確な形で入ってくるようなその辺の強い働きかけが必要ではないかと思いますが、その辺を確認したいと思います。

教育長（森 憲一君）はい。この児童生徒の就学援助につきましては、今ご指摘いただきましたように以前については補助の事業でございましたけれども、その後一般財源化が図られそのまま来ているところでございます。ただ今回については現在のところ頂いているものは、補助10分の10ということですので、なお今後先ほど申し上げましたようにこれから近々行われる会議等に臨みながら確認をし、またそれなりの対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

議 長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

議 長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議 長（佐藤晋也君）これから議案第34号平成23年度山元町一般会計暫定補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤晋也君）日程第9、議案第35号を議題とします。課長から提案理由の説明を求めま

す。保健福祉課長島田忠哉君。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。議案第35号平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計暫定補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。平成23年度山元町の国民健康保険事業特別会計暫定予算（第1号）は、次のとおり定めるところによる。歳入、歳出予算の補正でございますが、第1条歳入歳出暫定予算の総額に歳入歳出それぞれ52万円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,705万9,000円とする。第2項歳入歳出暫定予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出暫定予算の金額は、第1表歳入歳出暫定予算補正による。平成23年6月8日提出者山元町長齋藤俊夫。

歳出からご説明申し上げますので、6ページをご覧ください。1款総務費2項徴税費1目徴収費の13節委託料につきましては、国民健康保険税電算処理委託料52万円の増額措置でございます。・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第35号平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計暫定補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第10．議案第38号を議題とします。課長から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長島田忠哉君。

保健福祉課長（島田忠哉君）はい。議案第38号山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

ご説明にあたりましては、資料のナンバー3と付された条例議案の概要書に沿ってご説明させていただきます。提案理由の部分でございますが、お手元の資料にそって朗読させていただきます。東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定等の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）が平成23年5月2日に公布施行されたことに伴い、災害援護資金に係る償還期間、利率等に関し特例措置を講ずるため山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の

一部を改正するため提案するものでございます。・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第38号山元町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第11．議案第39号を議題とします。所長から提案理由の説明を求めます。上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。議案第39号水道料金に関する権利（債権）の放棄について、下記のとおり水道料金に関する権利（債権）を放棄する。記、1債権の内容 平成23年3月検針分に係る水道料金、2債権者等 水道契約者4,308件、3放棄する債権の額 水道料金2,334万8,834円、4放棄理由 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者の負担を軽減するため、水道料金の債権を放棄するものです。平成23年6月14日 提出者山元町長 齋藤俊夫。

裏面をお開き願います。提案理由でございます。平成23年3月11日発生した東日本大震災に伴う水道料金の債権放棄について、地方自治法第96条第10項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があることから提案するものであります。なお、当町の場合、上下水道料金の減免に対しての条例整備は、漏水に関する場合のみのため債権放棄を行うものであります。・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第39号水道料金に関する権利（債権）の放棄についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第12．議案第40号を議題とします。所長から提案理由の説明を求めます。上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい。議案第40号下水道使用料に関する権利（債権）の放棄について、下記のとおり下水道使用料に関する権利（債権）を放棄する。記、1債権の内容 平成23年3月検針分に係る下水道使用料、2債権者等 下水道契約者2,836件、3放棄する債権の額 水道料金1,156万668円、4放棄理由 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者の負担を軽減するため、水道料金の債権を放棄するものです。平成23年6月14日 提出者山元町長 齋藤俊夫。

裏面をお開き願います。提案理由でございます。平成23年3月11日発生した東日本大震災に伴う下水道使用料の債権放棄について、地方自治法第96条第10項の規定に基づき、議会の議決を得る必要があることから提案するものであります。これにつきましても、上水道と同じく減免規定については、漏水に関する場合のみでありますので債権放棄を行うものであります。・・・以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第40号下水道使用料に関する権利（債権）の放棄についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）日程第13．閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。教育民生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定に

よりお手元に配布しておりますとおりに継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。教育民生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（佐藤晋也君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成23年第2回山元町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

午後 2時53分 閉会
